

令和6年度 別杵速見地域広域市町村圏事務組合会計年度任用職員 採用試験案内
(令和7年4月1日採用)

- 1 職 種 会計年度任用職員【一般事務（総務・介護認定審査会）】
- 2 採用予定者数 3人（変更になる場合があります）
- 3 勤務条件
 - (1) 職務内容 一般事務（総務・介護認定審査会）
※主な内容：①事務補助
②会計事務補助
③電話対応等
※配置される係で業務の内容が異なります。
 - (2) 勤務場所 別府市役所4階 事務局（大分県別府市上野口町1番15号）
 - (3) 任用期間 1年間（令和7年4月1日～令和8年3月31日）
※勤務成績等により2回を限度に再度任用する場合があります。
なお、任用後1ヶ月間は条件付採用期間となります。
 - (4) 勤務日 週4日程度勤務
 - (5) 勤務形態 原則として午前8時30分から午後5時までの間（7時間45分）
月16日勤務
※途中45分の休憩が付与されます。
※勤務形態や配置先を選択することはできません。
配置された勤務場所の形態に従っていただきます。
 - (6) 時間外勤務 時間外勤務命令による勤務
※時間外勤務を行った場合には、単価に応じた割増報酬を支給します。
 - (7) 休日等 土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12/29～翌年1/3）
 - (8) 報酬 日額 8,161円～8,680円
※今後の給与改定等の状況によっては、支給額が増減することがあります。
 - (9) 期末勤勉手当 当組合の規定に基づき、要件を満たす場合、6月及び12月に期末勤勉手当が支給されます。
 - (10) 費用弁償 条件により通勤に係る費用を支給します。
 - (11) 社会保険等 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険等に加入
 - (12) 休暇等 当組合の規定に基づき、年次有給休暇、特別休暇等があります。
- 4 受験資格
 - (1) 平成19年4月1日までに生まれた人
 - (2) 次のいずれかに該当する人は受験できません。
 - ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることが

なくなるまでの者

- ・別府市、杵築市及び日出町の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

5 試験について

- (1) 申込方法 所定の申込書に必要事項を記入し、当組合事務局までお持ちになるか簡易書留又は特定記録で郵送してください。

申込書は当組合ホームページからダウンロードできます。

*提出書類

①採用試験申込書

②返信用封筒（長形3号の封筒に110円切手を貼り、宛名を明記したもの）
（※受験通知の送付用）

- (2) 受付期間 令和6年12月9日（月）～12月25日（水）（土、日を除く）

受付時間：午前8時30分から午後5時まで

※郵送の場合、12月25日（水）必着になります。

- (3) 試験日程等

① 面接試験及びパソコン実技試験

令和7年1月10日（金）

*試験開始時間等詳細については、「受験通知」をお送りしますので、必ず確認してください。

*1月7日（火）までに受験通知が届かない場合は、当組合事務局までご連絡ください。

② 試験場所 別府市役所4階（別府市上野口1番15号）

③ 試験内容 パソコン実技試験（*エクセルによる試験）

面接試験

④ 合格発表 当組合ホームページに番号で掲示するほか、合格者には文書で通知いたします。不合格者への通知はいたしません。

6 採用後の注意点

- (1) 任用期間中の身分は、一般職の地方公務員となりますので、守秘義務、政治活動の制限等の義務が課せられます。

- (2) 兼業については可能ですが、職務専念義務等の観点から以下の点にご注意ください。

- ・職務の遂行に支障を及ぼすおそれがないこと。
- ・職員の職との間に特別な利害関係がある又は生ずるおそれがないこと。
- ・職員の職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるおそれがないこと。
- ・他の事業所と合わせて1日につき計8時間を超えて労働しないこと。

- ・他の事業所と合わせて1週間につき計40時間を超えて労働しないこと。
- (3) 配置先については令和7年3月31日までに連絡しますので、4月1日から職務に就けるようご準備ください。

7 お問い合わせ及び申込書提出先

別杵速見地域広域市町村圏事務組合事務局 総務係

〒874-8511 別府市上野口町1番15号 (別府市役所4階)

電話：0977-21-1126

E-mail：kouiki@city.beppu.lg.jp